

私的(プライベート)空間でも 受動喫煙防止に取り組んでいただきます

私的(プライベート)空間における取組

20歳未満と妊婦の方の受動喫煙を防止するため、次の場所では喫煙を禁止します。

- ① 20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内
- ② 20歳未満の者及び妊婦と同乗する自動車の車内
- ③ その他、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所



20歳未満と妊婦の皆さんへ

- 喫煙区域には立ち入らないでください。
- 妊婦さんは、喫煙をしないでください。



県民の皆さんへ

たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満と胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満と妊婦の方に受動喫煙を生じさせないようにしてください。



思いやりとやさしさをクリーンな空気を兵庫に。
あなたやあなたの周りの人の健康のため、禁煙に取り組みましょう。

受動喫煙の防止等に関する条例を見直しました

大切なあなたを たばこの煙から守りたいから



県民の皆さんへ

受動喫煙による健康への影響について正しく理解し、適切な行動をとることが大切です。喫煙者はマナーを守り、喫煙が禁止されている区域では、たばこを吸わないでください。

特に、子どもや妊婦が近くにいるときは、喫煙を控え、受動喫煙の害から子どもや妊婦を守りましょう。

施設管理者の皆さんへ

利用者が受動喫煙による健康への影響を受けないように、積極的に禁煙に取り組むことが必要です。

やむを得ず喫煙場所を設ける場合でも、周囲に煙が流れ出ないようにし、また20歳未満の者や妊婦が喫煙場所に立ち入らないように掲示等をしてください。

■受動喫煙とは、他人の喫煙によるたばこの煙にさらされることをいいます。

条例の詳細は
兵庫県ホームページ
をご覧ください。



検索

兵庫県 受動喫煙

兵庫県健康福祉部健康増進課
TEL:078-341-7711 (内線 3245・3269)
FAX:078-362-3913
E-mail:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県

学校、病院、官公庁をはじめ多数の人が出入りする空間は禁煙です

施行 時期	条例の対象となる施設の区分		規制内容（必要な対応）	
			改正前	改正後
2019. 7.1	①	保育所、幼稚園、小・中・高校など	敷地内・建物内のすべてを禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※敷地の周囲も喫煙を制限
		病院、診療所、助産所	建物内のすべてを禁煙	
		児童福祉施設、母子・父子福祉施設など		
	②	大学、専修学校、各種学校、薬局など	建物内の公共的空間を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所設置は可能
		あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の施術所		
		介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター		
		官公庁施設	建物内のすべてを禁煙／ 建物内の公共的空間を禁煙	
2020. 4.1	③	物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、映画館、社会福祉施設など、多数の利用が見込まれる施設	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能
	④	飲食店	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など ただし、客室面積が100㎡以下の店舗は時間分煙や喫煙の選択も可能	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能 ただし、 <u>既存小規模飲食店（注）は喫煙店舗とすることが可能</u>
	⑤	観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園など	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能 敷地（建物外）のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所は設置可能
	⑥	公共交通機関の乗降、待合などの施設	建物内（屋外プラットフォーム含む）の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内（屋外プラットフォーム含む）の禁煙 ※喫煙室設置は可能
	⑦	旅客の運送の用に供する列車・船舶	公共的空間を 禁煙、厳格な分煙 など	当該施設の区域内禁煙 ※喫煙室設置は可能
	⑧	旅客の運送の用に供する自動車等、航空機	公共的空間を 禁煙、厳格な分煙 など （貸切バス・タクシー除く）	当該施設の区域内禁煙
	⑨	事務所	（対象外）	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能
	⑩	マージャン店、パチンコ店等風営法に準拠する施設	（対象外）	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能

（注）「既存小規模飲食店」とは、次のすべてを満たす飲食店をいいます。

①条例施行時の際、現に存する飲食店である。 ②客室面積が 100m²以下である。

③個人又は中小企業が営んでいる。④喫煙区域に 20 歳未満の者と妊婦を立ち入らせないことを表示している。

加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いです



加熱式たばこは、現行条例のまま、紙巻きたばこと同様の取り扱いとします。

■健康増進法で当分の間の措置として認められる「指定たばこ室」の設置は、条例により本県では認められないのでご注意ください。



屋外（敷地内）

塗りつぶし部分は禁煙エリア



屋外
喫煙場所



屋内



屋外（敷地内）

塗りつぶし部分は禁煙エリア



屋内

喫煙室



20歳未満
妊婦
立入禁止

出入口



喫煙室を示す標識

施設内に喫煙室があることを示す標識

屋外喫煙場所の構造等の要件

- ①区画された場所
→パーテーション等で場所を明確に区別
- ②次の内容を含む標識を掲示
→その場所が喫煙区域である
→20歳未満の者及び妊婦の立入り禁止である
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置
- ④近隣建物に隣接しない場所に設置

喫煙室の構造等の要件

- ①室外から室内への気流は0.2m 毎秒以上
- ②壁、天井等により区画
- ③たばこの煙は屋外に排気
- ④次の内容を含む標識を掲示
→その場所が喫煙区域である
→20歳未満の者及び妊婦の立入り禁止である

喫煙環境表示

施設管理者は管理する施設の受動喫煙対策に応じて、次の表示をする必要があります。

区分	表示の義務
建物内全面禁煙の施設 (罰則なし)	■飲食店のみ「禁煙」表示を義務づけ。それ以外は表示不要
建物内に喫煙場所 を設ける施設 (罰則あり)	施設の入口と喫煙場所の入口にそれぞれ以下の表示が必要 ■施設の入口 ①施設内に喫煙区域があること ②それ以外の場所では喫煙禁止であること 等 ■喫煙場所の入口 ①この場所が喫煙区域であること ②20歳未満の者と妊婦の立入が禁止されていること 等

その他、規制区域外でも

建物等への出入り、自動車の乗降、待合い、その他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、規制対象外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど、受動喫煙の防止等に関して必要な対策をお願いします。

(例) 具体的な場所の例

コンビニエンスストアの敷地のうち、入口付近や通路に面した場所
など、施設利用者等がたばこの煙を避けることができない場所

